

令和2年第1回田野畑村議会臨時会会議録（第2号）						
招集年月日	令和2年2月7日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和2年2月13日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和2年2月28日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
	5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出
会議録署名議員	2	工藤求		3	上村浩司	
職務のため議場に出席した者の氏名	事務局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	石原弘		教育長		相模貞一
	副村長 総務課長事務取扱	早野円		教育次長		佐々木修
	政策推進課長	佐藤智佳				
	生活環境課長 健康福祉課長	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	会計管理者 総務課主幹	平坂聡				
	総務課主幹	大森泉				
地域整備課主幹	早野和彦					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 令和2年第1回田野畑村議会臨時会会議録

議事日程（第2号）

令和2年2月28日（金曜日） 午前10時00分開議

開議

日程第1 議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて

閉会

---

◎開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い進行いたします。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

質疑を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 給食センターの建設ということで、普代とか山田とか近隣の市町村でも取り組んでいるわけですが、村のほうで給食センターを建てるに当たり、いろいろと補助等々をもらっているわけですが、普代とか山田の給食センターの建設に当たっても同じような補助を導入して建設に至っているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 給食センターの財源についてご説明いたします。

事業費は約4億3,600万円でございますが、このうち交付金、国からもらうお金、これが6,362万5,000円、事業費の約15%になります。あとは、起債のほうが3億4,300万円、約80%。残り、予算ベースでございますけれども、2,900万円、約7%が一般財源ということになります。各市町村においては、その交付金の国の採択がされる、されないということもありますので、ちょっと各市町村の事情は承知しておりませんが、まず給食センターにあってはこの交付金をベースに、あと起債を借りて実施するというのが一般的な予算の組み方かなというふうに思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。給食センターは、スタート時点で建設が遅れて、ポルトとかいろいろな関係で延びていつてしまっているような感じになって、今回の厨房機器の入札とかの際に対しても年度をまたぐという形になっているのですけれども、他の市町村だと工期が6月までとかというふうな感じで、私たちが示されたよりもちょっとそれを見越してか、手続

かちょっと分からないのですけれども、延びているような場合もあるのですけれども、村の場合に給食センター自体の建設が今年度中にはもう終わらないと、繰り越すというふうな感じになっている中で、それもすみませんですということになっていたのですけれども、今回の入札についても3月31日までに納入だと、多分もう給食センターのほうと併せてやるから間に合わないだろうということで進んでいるのですけれども、業者の皆さんにはその旨というのは伝えているのかどうか。

また、私は入札のことがよく分からないのですけれども、そういうことは伝えるべきではないのかどうかちょっと分からないのですけれども、業者の皆さんはそのことについて、工期が延びているから、納入も恐らくそれに伴って延びるだろうということは了解しているかどうかについて伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 今回の備品の入札につきまして、まず納期は令和2年3月31日までということで業者のほうには通知しております。ただ、実際には備品は現場、今現在鉄骨は建て方できまして、来週から屋根工事というのに入るのですけれども、ある程度形が整った中での納品ということになりますので、やはりどうしても遅れてしまうということになりますが、業者のほうには3月31日までということで通知はしております。

一方で、入札案内通知のほうで、まず質疑があるのであれば規定の期日までに質問してくださいというような形で案内はしているところです。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 例えば建設現場を見て、これは間に合わないのではないかと思った業者もいたかどうかはあれなのですけれども、それに対しての担当者のほうに質疑とか、こういうことはどうなのだろうかということの問合せ等々はなかったのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 質疑等はありませんでした。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 建設のほうが本年度内には終わらなくて、6月くらいになるのかなというふうな感じのところがあって、それに伴って当然厨房のものも遅れるというのは、そこができないと入れられないというのがあるのですけれども、それに対してやっぱり行政上、3月31日までの納入をしないと、何か行政手続上困る点ですか、そこで期限を設置して納入業者を決めないと、担当課のほうも手続等々でやっぱり困ることというのですか、そういうことかあったから、そういうふうな期日等々を決めて入札に当たってたんでしょか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 入札関係は地域整備課でやるので、私のほうで答えますが、基本

的に工事は年度内の事業執行なので、予算が年度内、要するに年度の3月31日までが基本的な予算のルールです。そのために、例えば1月発注だろうが、2月発注だろうが、最初の段階は3月末の工期設定というものを考えて発注します。そして、3月の議会の中で繰越し承認というふうなことの手続をして、それでもって工期を6月なり7月まで工期延長していくという、そういうルールで物事を進めています。

先ほど来工期を最初から2年、3年またぐというふうな話になれば、それは継続費の予算だとか、債務設定の予算を全部して、一括の発注をしていくというふうなルールもございます。ですが、一般的な考え方とすれば、いずれ年度内の予算執行なので、それを実行する限り、一応3月末の工期がまず最初にあり、そして3月の定例の議会でもって繰越しの承認の手続をして、その承認を頂いて、そして次年度のほうの何月まで繰り越すというふうな考えというか、そういうルールでもって事業を実施しているということでもあります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 そういうことで、分かりました。

では、ちょっと怪文書の関係で、今採決が延びて今日に至っているということなのですけども、もしも執行というふうな感じになったら、担当課のほうでは多分繰り越す案件になることだと思うのです。年度をまたぐ案件になるのだと思うのですけれども、どのような行政手続に入ることになるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今言った入札の手続になりますが、今給食センターの建築工事、それから機械、電気、備品というふうな4つのメニューで物事が進むわけですけども、この備品においては今審査中なわけですが、いずれにしても工程管理等々においても、建設の現場で私どものほうも出ていますので、それで工程会議等々をして、どうしても当然3月の末で終わらないというふうな状況がありますので、それは教育委員会のほうでは、文科省のほうになるか、繰越しの手続を国のほうに取る。そして、村とすれば、さっき言いましたとおり、3月の議会の中で繰越しの承認を頂いて、6月だとか7月まで工期の延長をさせてもらうというふうな手続に入ります。そして、現場のほうはそのような状況の中で繰越しをして、工期を延伸していくと、そのような手続をして工期を延長していくというふうな手続に入ります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 厨房の関係の設計とか、給食というか、そのもの本体は昨年7月25日の臨時議会等で議決になっているあれなのですが、にもかかわらず厨房がずれ込む、もちろん同時にはできないことは分かるけれども、あまりにもずれ込むのですが、建屋との設計等、工事そのものは当然建屋がある程度出てからじゃないとできない。そのずれているあれがどういうものなのか、これが普通なのかどうなのか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 お答えします。

まず、給食センターの入札につきましては、工事、先日その話ししたとおり、建築、それから機械設備、電気、厨房のほうは備品ということで、予算措置をしているところでございます。予算なり、いろんな諸事情がありまして、入札についても建築、機械、電気と、ここは順次執行していったところですが、厨房につきましては設計業者のほうに設計をさせまして、実際の厨房機器を見ながら、現場で使えるもの、使えないものを精査するような必要がありましたので、時間がかかったというところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 その設計の相手方は、今の岡野設計ということでいいのでしょうか、それとも厨房は厨房で別な分野があるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 岡野設計が設計いたしました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 遅れた理由というのは、いろんなもろもろがというような説明で、やっぱり遅れた理由というのは確かなものがなければならぬと。もろもろのものとか、そういう曖昧な表現は、ここでは使えない。これとこれとこれが要因で発注が遅れたという、そういう確かな答えが出てしかるべきだと私は思います。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 給食センターを整備するに当たりまして、確かに遅くはなったのですが、話したとおり厨房というのは最後建物ができながら進んでいく部分もありますので、率直に申し上げれば教育委員会の中でも給食センター以外の業務もありますので、現場のほうの給食センターの工事の進捗に合わせながら、それを見ながら備品のほうの事業を進めていったというのが実情でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時11分）

---

再開（午前10時11分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 なぜこれを伺うかというのは……すみません。

○議長【鈴木隆昭君】 携帯は注意してください。

○9番【佐々木功夫君】 失礼しました。申し訳ございません。改めておわび申し上げます。

なぜ申し上げるかといえば、いわゆる怪文書が2月6日に届いた部分の関係で、それなりの関係者が動いてみた部分もあったのですが、やはりある1者がとても、指名いただいてからの期間も決して長いほうでもないし、あるいは3月31日の納期に間に合うことはあり得ないというようなことから、その話を聞くのと同時に、指名には参加したが、とてもそれを受注、受けるような状況にはないと。要するに、納入が全く物理的に間に合わないという、そういう業者がはっきりいました。3月31日というのがもちろん限定されている中で、それで発注している事態も決して当然とは思われない。何らかの怪文書とのかかわりもあるのかなという疑いが強くなってくると思います。恐らくその期日、3月31日はその時点では簡単に延ばすことができないわけです。不自然な部分が大いにあるやに私は感じたのですが、逆に特に業者の立場というわけにはいかないとしても、現実的なものとして不可能なものに入札している状況なのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 先ほど来申し上げている1月、2月、3月のような発注の時期というのは、たまには、たまにというか、なるべくそのようなことがないような中で、当然年度内完成を目指すというのが一つのルールでありますので。ですが、どうしても遅く発注する場合がありますので、そのようなときにどのような手続の入札条件として取っているかという、その入札の条件については、工期は3月31日であるのだけれども、繰越しの手続を通して工期の延長を行うものであるとかというふうな条件明示をして、入札をするというふうな考え方で、そのような工期遅くなる時には入札していると。ですが、今回においては岡野建築設計事務所のほうの設計監理業務ですので、私どもの承知している部分は、そこはちょっと分からない部分もありますが、考え方とすればそのような延伸するという条件を付して入札すると。そのようなことで、年度的には3月31日ではあるけれども、それを先ほど来言っている承認を頂いて工期延伸すると。そして、今現在建物自体を順次段階的に発注をしたわけですが、今の建物も、私どもも1か月に1回工程会議に入っていますので、その中で今現在鉄骨ができています。それで、最終的には6月末頃が完成のめどなのだがというふうな工程会議の話では出ておりますが、そのようなことで手続を取って、そういうふうな時期まで延伸させていただくというふうな手続を取ること。そして、備品においても順次その発注の中で、機械、電気等々の発注の中で、備品というものは最終的に段階的に出た施工段階の中で、このような備品の部分というものを次にセットしていくという段階の中で整備して、最終的には全体的に完成が一本になるというふうなことになろうかなというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時15分）

---

再開（午前10時16分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 怪文書、怪文書ということで、とてもはっきり分からない、誰がどんな感じかということも分からないということで取り扱いましたということで、前の議会のときに説明を受けたわけですが、一旦この怪文書のことがかちょっと分からない感じで、今任意で調査等々もするというふうな感じで、議会のほうでの調査等々をするということで今日に延びているわけなのですが、当局のほうとしても、何かしらというのも変ですよ、徹底的に発信元を探るとか、そういうことではないとは思いますが、この怪文書の取り扱いとか、こういうことが出たということに対して、今後どうしていかうとか、取り扱いどうしようとかというのを改めて話し合ったとかというようなことはあるのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁を求めます。

早野副村長。

○副村長【早野 円君】 今のご質問ですが、怪文書ですけれども、例えば談合があるとかというような怪文書であれば、入札の期日を延期するということも考えられますでしょうが、こちら側のもを言われたのに身に覚えがなければ、何も、正直に申し上げて延期するような余地はないのかなとは考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 すみません。そのとおりだと思います。

それで、度々同僚議員のほうからも、村長等の動向で日報に出張とかが載るときに、東京とかどこかで内容が記されていないかというようなことが出されていて、ただ本当に痛くもかゆくもないし、何もしていないしというようなことがあるのですけれども、人の言動とか行動というのは、見方によって全然逆にとられたり、変にとられて、真意が伝わらなかったりするようなことがあって、ではどうしたらいいのかなというようなことを自分も考えたのですけれども、よく李下に冠を正さずというようなことわざがありますが、排除するために一番簡単にできることは、村長の動向をはっきりするというようなことなのかなというふうに思いまして、東京出張もどこに行つて、どこに行つて、どこに行つて、どこに行つてというようなことは事細かくということはないとは思いますが、道路関係の陳情でもいいし、早稲田大学表敬訪問でもいいし、明らかにその中の大きなものというのを示せば、そういうふうな感じで払拭もできるような部分にもなるかなと思って、まずそういうふうにすることが煙を立てられない一つの方策になるのかなというふうにも考えますが、村長の考えをお伺いします。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 このことは、13日の議会でも話したとおり、公人として余ることなく村民



のために使うと。政策を進めるために、その措置となるものを相手をお願いするというので、今言うように疑わしいことは一切やっておりません。ただし、そういった下地をつくるためというお話をしました。

今議員がおっしゃったとおりで、そのことで一生懸命やっていることなのですけれども、同時に見る側ということ考えた場合に、考える点があるならば、それは考えてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 本当に痛くない腹も探られるようなことのないように、煙も立てられないようにというのは、まず簡単にできることからするという必要があると思うので、そこはぜひ取り組んでもらいたいと思いますし、村長が暴走するような感じもあるかもしれませんが、隣にいる副村長とか、スケジュールを管理する担当者のほうは、やっぱりこれでは駄目なのだから、こういうふうにこのことを表記しましょう等々ということについて、協力してというのですか、やっていただきたいと思います。払拭できる部分は払拭する努力をして、そして取り組むという姿勢も首長としては大切だと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 要望ですか。

○7番【上山明美君】 要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私にも怪文書がファクスで届いていますので、私なりにはこれでも何らかの方策はやったつもりなのですが、今回は私なりの調査では、上とも相談をして少しは動いてみたのですが、やましいことは見受けられなかったというふうに私は思っております。

念のために確認をしておきたいわけですが、これからの指名競争入札、やっぱり同僚議員からの指摘もあったのですが、競争入札ですから、競争原理が働かないとまずいと。3者の指名での入札というのは、少な過ぎるのではないのでしょうか。これは今後の大きな課題だと思いますが、まずこの点ご答弁を頂きたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 答弁を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 前回と同じような趣旨の発言になるかもしれませんが、近隣の市町村も参考にはしました。そして、実績というものもいろいろ考えました。この備品で、給食センターですので、個々個人個人というふうな小さな業者というわけではなくて、やっぱりそれ相当の大きなところというふうなことを考えれば、特殊性もありますので、そしてそのためにも近隣というものを考えました。そういう中で、実績というものを重視しました。そういう中で、3者というふうなことになったということになります。これが指名の3者であります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 私も私なりに県下の在り方、調査、これでもしたつもりなのですが、確かに山田、普代でも3者のようなのですが、やっぱり近隣の在り方については、当然参考意見にはなると思うのですが、怪文書が出るような原因というのは、やっぱりもう少し範囲を広げて指名したほうが、競争原理がもっと働くと思いますので、答弁は要りませんが、要望しておきたいと思っています。

もう一点は、本体工事、電気、機械工事、今回の備品とあるわけですが、念のために備品については設計は岡野のようなのですが、本体と電気、機械の設計は、この際確認しておきたいのですが、設計業者はどなたでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 給食センターの整備につきましては、予算的に支出のほうは工事費と備品というのが大きなところなのですが、これについては全て岡野建築設計事務所が設計をしているというものであります。

○8番【中村勝明君】 電気、機械。

○教育次長【佐々木 修君】 電気、機械、建築、全部です。

○8番【中村勝明君】 岡野、全部。

○教育次長【佐々木 修君】 はい。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 業者が3者ということは、決して少ない方の。金額等々から考えればだと思ふのと、それから今の落札した業者、指名された3者の中で、あと2者は実績らしいあれが、給食センターに関わる厨房等々についての実績らしいのがほとんどない業者なわけです。これもまた不自然なものが、では県内にそういう厨房等々、給食センターに関わっている業者等がないのかといえば、決してないわけではない、逆に言えば。県内ですよ。ただ、隣接だけを見れば、当然山田も中西製作所ですから。普代も中西製作所、田野畑もということになるわけです。横並び。これも当然なのか、不自然なのか、自然なのか、よく理解はできない部分が私にはありますし、本当に公明正大な入札というか、公平的なものを含めてやるならば、もっと5者、6者、県内には間違いなくあります。固有名詞言うわけにはいかないけれども、あと2、3者はそういう、今回の場合、中西製作所以外の業者2者がほとんど実績も何もない、何もないとは失礼だけれども、そういう厨房のかかわりについてはほとんど実績らしいものがない業者、ここも逆に不自然な指名ではないかなと私は思う。その点についてどう思いますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今のご質問であります、ほかの2者がいないというふうな話の中で、村の給食センターに関わる修繕だとか、備品だとかというのは、今回請け負っている中西、あとはほかの2者というところも、給食センターに関わって備品だとか修繕をしておるとい

との教育委員会のほうからの状況を確認しながら、そういう意味で実績というものを考えていると。

それから、もう一つは、田野畑村の若桐保育園だとかというところにも冷食関係というのも納めているという実績もあるので、そのような実績を加味して、全体的に総合的に実績という言葉を使わせてもらっています。そういう中で、あとは近隣の市町村のどのようなことがあったかというところも踏まえながら、そういう実績の3者ということを指名したというところであります。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そういう答弁だと、過去にそういった関係の実績ですか、修繕等々含めて経歴がない業者は、また多分村を中心とした答弁だと思うのですが、できないというか、それも限られた業者になってくる。もっと幅広く業者が県内にあるのだが、なぜそういう実績のみの判断でやるのですか。本来は、実績そのものだが、業者に対する規模の問題等がそれなりの、表現はどうか分かりませんが、十分施工能力、その他全て、施工ですから、この際は納入のあれが実施できなくても十分何かのあれで、今は十分ネットでも調べられるし、そういう意味で限られた業者のように取られますが、どうですか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今の実績というものを重視しながらという意味は、たまたま給食センターに関わるようなという、そういう意味での実績が深く関わっている業者という意味も理解しながら、それからほかのほうにも納入しているという実績が、これが3者あったと。それで、近隣市町村も含めてそのような状況を確認したと。今言われるとおり、競争原理をもっと働かせるという意味合いからすれば、そういうふうな考え方をする価値ということの反省点としては、確かに5者でも6者でも、例えば10者でも幅広くというふうなことは考えられるということもあるし、今後の反省点だろうなというふうに私も理解しておりますし、今回においては十分なそういうふうな特殊性というふうなものを加味しながら、近隣の市町村の状況も聞きながらというふうな、ある意味深い意味も考えながらやったつもりであります。今言われるとおり、ご指摘等そのようなこともございますので、その状況を踏まえながら、最も競争原理を働かせるのだというふうなことを考えれば、そういう意味ではもっと幅広くというのは今後の参考としながらも、指名という考え方の中でやっていきたいなというふうに思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 15分間をめぐりに休憩いたします。

休憩（午前10時31分）

---

再開（午前10時49分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 先ほども伺ったが、確かではなかったのですが、3月31日の納入を前提とした入札ということでいいのかどうか、そのようにしたのかどうか、確認です。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 納品日は、令和2年3月31日で入札しました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 さっきもその点について申し上げた。そうすると、この入札というのに参加する人、落札した業者は、それを事前に村で発注した文書の内容と、また村としてその後の繰越しがあるのだということを前提として情報を得ている業者、またそれを前提とした業者でなければ受注できないわけです。ということは、それがどこから漏れたのか。例えば岡野設計との関係も考えられるだろうし、あるいは役場の関係者等々限られるが、そこしかないわけです、本来。俺はじめ議員もそこまでは知っていたか、恐らく議員からは教えられない。村長をはじめ役場と業者。ということは、もう事前にそういうあれというのは、どこからか情報を得た業者でなければ受注できないのです。そう思いませんか。まずは、それを思うか思わないか、俺の考えが著しくずれているのかどうか、それを確認したい。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今のご質問に対してお答えしますが、基本的な考え方を申し上げます。

入札の条件とすれば、先ほど来これは岡野建築設計事務所というところの設計の中でのことではありますが、3月31日という工期をもって年度内完成をするという、一旦そういう状況のもとで入札をします。そして、その中で縦覧等々をします。それで、縦覧の中で質問等があれば、質問の中で工期は3月31日になっているのだけれども、これはどのようなことに最終的にはなるのかという質問なんかも来ます。ですが、今回は3者とも来なかったということのようですが、最終的には、結果的には入札を3者ともしました。入札の中でも辞退をするだとか、これではできないということになれば、それは辞退だとかという業者も出てきます。ですが、3者においては入札条件の中で入札されると。それで、今後のことについての話になれば、またそれは事後協議していくというふうな案件になるのかなというふうには思っております。事前の情報がどうのこうのというところについては、私どもの考え方は、到底そこは分からない、理解できない話と思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 私が質問したのは、そういう3月31日までの納入期日をきちっと明記して、そして実際その納入が不可能な業者が受けるわけではないでしょうと。確かにそれは繰越しが前提だという何らかの情報なり、物理的に無理だから無理ですよということを落札してから協議する

のか、これはあれだけでも、そういう発注側とすれば余りにもお粗末なのか、当然なのか。いわゆる競争原理が働くような要素がない。では、指名競争入札とは何をどのように意味しているか。そういう指名競争入札の趣旨から、極端に逸脱しているような内容ではないですかということをおし申し上げたい。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 論点というか、話が合うか、ちょっと。私のほうの答えからすると、何回も言っているのですが、そういうふうな3者での実績を加味して入札に指名しているということをまず大前提に考えているということが言えると思います。そして次には、本来であれば先ほど来申し上げているとおり、3月31日を設定しているのだけれども、繰越し手続等々を踏まえて、それは延伸しますよというふうなことを本来は入札の条件の中に入れておければよかったのかなというふうな反省点のことはございます。ですが、それが3月31日というふうな入札の中であっても、それを縦覧等々する中で、3者ともそういうふうなことについては、その質問も来なかったわけですけれども、そして結果的には3者とも応札金額を入れて、仮にこの3者の応札の金額が逆に高い低いということになれば、これは縦覧されているでしょうが、予定価格に対しては皆さんが誰でもやれるような金額が入ってきたということがこの入札の形では見えてきませんが、そのような意味で3者ともやれるということの結果なのかなというふうに入札においては読み取れます。それ以上のことは何もないですし、そのような考え方で入札をしたというようなことだと私は理解しております。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、また角度を変えて質問します。

では、中西は3月31日までに納入はできますか、現実的なものとして。そういうことが前提で落札しているわけ。それから、落札後の説明も、あるいは疑問なり協議も、もちろん議会議決を経て正式契約になるわけだが、それも何もなく、ただ時間を経過しているのですか。それもおかしいと思う。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 学校給食センターの全体の話として、建築の本体、機械、電気、これは3月31日という形をもって入札されたと思っておりますが、現に現場が動く中で、どうしてもできないというふうな状況の中で、工程会議等々の中でできないということを先ほど来申し上げているとおり、3月の議会の承認を得て繰越しをしていただくのだというふうなことの中で、今現在の学校給食センターが動いております。今回も3月31日というふうな入札になってございますが、これも同じような手続を取って、今後も同じような手続で進むのだろうというふう理解しておりますし、そして2学期には給食センターが完成して、配付するというふうな状況を教育委員会のほうは説明しておりますが、そのようなことかなというふう理解してございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 だったら、年度内納期繰越しというものが場合によってはあり得る、そういうクエスチョンマークの案内的なもの、説明になるのかなんないのかそういうのがあってしかるべき。何もなく期日だけを決めて、そしてやって、後になって繰越しになりますなんていうものは、ちょっと余りにも不自然だというか、お粗末だというか、私は理解できないわけです。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 先ほど来申し上げているとおり、そういう入札の条件の中で、そういうふうな繰越しの手続を経ていろいろ工期延伸があるというふうなこと条件として入札されれば本来はよかったのかなという反省点の材料ではありますが、今回はそのようなことなく、3月31日という期限を決めましたが、ただ現実的には今申し上げたとおり、給食センター全体、本体から全体の工期が繰越しをするというふうな、繰越しをするというか完成できないという中にございますので、全体的にそのように承認を頂いて延伸していくというふうなことの中で進んでいくというふうなことになっていくと理解してございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、また角度が変わるわけですが、この入札の3者について、もちろん指名競争入札という前提の中で、入札の結果がどうこうというのもおかしいと思うのですが、本当に競争原理が働いたような入札の結果だと思っておりますか。それはなぜかというの、さっきも言う納期の問題でとてもというふうなものもあって、結局は金額的にかなり受注できるような立場にないような業者も現にあったわけです。そうなれば競争が働いてはいないという、そこまでもんだわけですね。指名競争入札、競争になっていない。そこをどう理解しますか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 この3者で入札をしましたときに、3者は入札をしてございまして、それで競争原理が働いて、1落、最低のところは請け負っておりますけれども、場合によってはほかの2者も予定価格というものがございまして、それ以外にその2者も入ってございまして、競争原理の中で自分たちもこの価格の中でやれる範囲の札を入れてやるというふうなことで、入札しているというものだというふうに理解してございまして、それは場合によっては、額が違うとなれば、今言ったように、2番手または3番手というふうなことで、価格的にはその3者とも価格の中には入ってございまして、入札原理はそれぞれ働きながら入札されているものというふうに理解してございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 そうすると、3月31日の納期というのが非常に問題になると思うのです。金額的にはそう理解して、それはそれでいいと思うのです。納期の問題、これが非常に大きな問題だと思えます。一般論とか、そういうのであれしているけれども、そこはやっぱりきちっと第

三者が聞いて納得いくような内容でなければならないと思います。そういう納期的に全然競争の原理が働いていないということは言えます。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 納期ということになれば、これはまた納期という、発注後に本当に完成して納められるかというのは、またちょっと難しい案件かなというふうにも理解します。先ほど言ったとおり、本体そのものも完成するという工期の中で入札をしながら、実際のところいろんな諸条件の中で難しさが出てきているということで、今回3月の議会においては繰越し承認を得たいというふうなことの提案があるかと思っておりますが、そのようなことで、いずれにしても延伸したいというふうな考え方。そして、今現在何が起きているかということ、新型コロナウイルスの関係が今ございまして、この問題が世界中の中にあって、今トイレ一つも入ってくるのが不可能だという、そういう……

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長、関係ない話はやめてください。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 関係ないではなくて、そういう状況が今起きているので……

○議長【鈴木隆昭君】 そうではなくて、入札の結果について今聞いているわけですので。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 納期の話をしているのです。

○議長【鈴木隆昭君】 だから。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 納期が、そういう意味でも、世の中のそういう諸条件が発生して、遅れるというふうな状況も発生しますがということを言いたくて今言いました。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時02分）

---

再開（午前11時02分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 先ほど来申し上げていますが、3者とも応札して金額が入って、それで競争原理は働いているというふうに理解していますがというふうな答弁をさせていただきました。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 それから、指名競争入札の委員長が副村長なわけですよね。本来は副村長、あるいは村長が発注者なわけですが、自ら全ての答弁とは言わないが、担当者は全てこの件について答弁して、ここも本来は怪文書というのが村長宛てで、ちゃんと固有名詞をうたってきているんですね。やっぱりここはご答弁してもらわないと、答弁者が担当者という立場であって、それでも指名競争入札の長という副村長ですかというのは、本当はそっちのほうから答弁いただき

たいのですが。一番は村長がいいわけですが。

○議長【鈴木隆昭君】 早野副村長。

○副村長【早野 円君】 それでは、私のほうから。

私は、今回普通であれば入札は3者以上であって、担当課のほうで3者を選定してきて、指名委員会のほうで入札するに業者にふさわしいかどうかを審査する立場で審査して異論はないと結論を出しました。先ほど地域整備課長が答弁しておりますが、3月31日までの納期であって、業者がもし自分が間に合わないのであれば質疑がなかったということですが、あくまでも質問してくるのではないのでしょうか。これでは間に合わないとか3月31日までにという質問もなかったし、議会もなかったし、それから応札は予定価格以内だったのであれば私は競争原理は働いているのではなかったかというふうに。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、その何もないということは、今の落札者との契約をすれば、3月31日には、建物の関係でセットはできない場合があったとしても、納入だけはできるという判断で我々は判断して、それに基づいて可か否かを判断すればいいのですか。そこが非常に問題。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 すみません。答えになるか、その考え方ですが、今は備品の話をしています。先ほど言っているのですが、本体で一回の話もあります。給食センター全体がそれで給食センターという完成品になりますが、それで備品の話、3月31日で、現場本体そのものも、当初はそうありますが、諸事情によって現場が思うようにいかない、完成できないというふうな状況が出てきます。備品においても、諸条件によって、諸事情によって納められないというのが発生するおそれは十分あります。ですが、入札条件においては3月31日という期限を設定していますが、それがいろんな諸事情でできないということの中で、繰越しを承認していただいて、延伸するというふうな手続を取って、延伸させていただくということが次というか、そういう工程等の状況を考えて、そのような手続を取っていくというふうなことになるのかなというふうに考えてございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 我々議会議員の立場とすれば、指名した内容に基づいて落札をして契約をして、それが納入の期日になるわけです。ただ、それが前提で可か否かにしなければならないわけです。それができないというのを前提として、可にするわけにはいかないだろうと。だから、誓約書なりなんなり、今落札者から取って、それを逆に建物本体がどうしても進まないのですというのは、それは後の問題だとしても、現時点で参考になるのはそこだと思っている。そうでなければ、何も参考になることはない。最終的に完成すればよいのだということにはならないと。それもこれも怪文書が発端のような格好になった結果になるのだけれども、そうなるでしょう。



だから、誓約書なりなんなりを添付してもらえれば一番、本契約になった場合は当然3月31日の納入は可能ですよという、そういうものがなければおかしいと思います。今の答弁等々含めて。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時08分）

---

再開（午前11時10分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 今回入札の3月31日というのは、3者ともこの設計の入札の条件というのは3月31日という工期設定していますので、それはみんな3者とも同じ条件の中で札を入れているので、それは3者同じ考えの中で入札をしたというふうに理解していますし、質問等々は条件の中で来ませんでしたので、そういう中で入札された。あと、今後の話については、また今後の話ということになるのかなというふうに思っておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 確認です。文書の中に、指名をするときに何か質問等々ありましたらということで、なかったということなのですけども、もしも私が業者だとして、これとこれは3月31日までにはちょっと納められないのだけれどもというふうな質問が行った場合には、担当者としてはどのような回答をしたのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、早野主幹。

○地域整備課主幹【早野和彦君】 質問にお答えいたします。

業者から質問あった場合は、それを内部で協議いたしまして、あった業者、今回は3者なのですけれども、3者あれば3者に対してこういう質問がありまして、こういうふうに回答しましたというのを皆さんに報告することになっています。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 そうすると、もしかしてどこからか3月中の全部の納期がちょっと苦しいのだけれどもというふうな質問が行った場合には、繰り越す可能性もあるというふうに回答したかもしれないというふうなことなのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課、早野主幹。

○地域整備課主幹【早野和彦君】 もしこの質問があった場合は、協議して繰り越すことができるという判断をすればそのように通知することもあります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 実際に有無を言わずではなくて、質疑があったらということで、入札の時期からしても、もし全部そろえるのは苦しいのかなというふうな感じの思った業者もいるかもし

れないし、自分は業者になったことがないのですけれども、あるのであればやっぱりこの指定ではもしかして納められない場合もというふうな質問があってもよかったというのはあれですけども、質問もあってしかりだったのかなというふうな感じのありましたけれども、手続はこれから進むにしても、3者とも出された条件の中で、特に質問もなくて3月31日の納期に対して、それを踏まえた上で、実際自分は無理だから入札をしないというふうな感じのこともなくてというふうな感じで進んだので、手続上というのは可なのかなというふうには考えますけれども、これから本当に指名競争入札というものの原理がきちんと働くためには、今回の件でいろいろ課題等々が入っておりましたので、それについてはどんどん改正というか、対策をして解決していかなければならないものなのだなというふうには思いましたし、参考にさせていただければなというふうに思います。要望です。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 なかなか同じことでもないけれども、それでは現段階で現在の落札者から、3月の工期的なものは何ら問い合わせもないというように判断してよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 すみません。落札者から話があったかということですか。

○9番【佐々木功夫君】 はい。

○教育次長【佐々木 修君】 今現在仮契約の段階でございますので、まず業者さんとは本契約を交わしてから話し合いをするという考えでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 だったらば、議長に、ちょっとこれが可能かどうか分かりませんが、当局で3月31日の納入が前提で入札しているのであれば、この落札業者からその確認をする必要もあるのではないかなと思うのですが。そうでなければ、今まで落札者からの工期納入、3月31日は無理だとか、どうだという、そういう問合せも何も、今の段階でないというのは、納められるという前提だと思うのですが、そうでなければおかしなことだ。

○議長【鈴木隆昭君】 私も何も問合せがないということは、3月末までには納入できると業者が判断しているものと判断して聞いていました。

○9番【佐々木功夫君】 その確認をする必要があるのではないかなと思うのですが、当局でもいいと思うが。

○議長【鈴木隆昭君】 そこまでは、議会では確認はちょっと難しいのかなと考えますけれども。ただ、3月末までに納入できるということで進んではいると思います。

9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 こういう特殊な部分、あるいは村にとっても何年、何十年に1度のような、あるいは今後もいろんな分野でこういった特殊なものが、道の駅の建物等々含めてある可

能性があるわけですが、やっぱりこういう特殊なものについては、これを機会に公募型を前提とした形か何かに改める必要があると思うのですが、いかがですか。

○議長【鈴木隆昭君】 今後の入札の在り方の質疑ですので……

(村長からの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 責任ある立場の答弁の方がよいかと思います。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 今議論した点については、地域整備課長が話したとおり今、そして2つ目に話があった点については、これは指名競争入札、公募型ということで、いろいろ庁内でも議論しておりますので、その事業趣旨に沿って、または工程上、または執行上、優位性があるかということ委員会等で議論していただくということが必要だと思いますので、提言いただいたことについては参考意見として執行の考え方の一つとして考慮していきたいと思います。

ただし、今言うように、そのことがどういうふうな問題点があるのか、様々な構成要因があると認識していますので、この点については執行する事務方の意見を尊重して進めてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 もちろん村長はトップなわけです。村の長であるから。事務方の云々という事務的にどういう問題があるかないかというような答弁でも、また事務方の考えを言っているが、それを取り入れるような発言というのは、決して村長としての発言とは思われませんが、改めて問題は指名競争入札を、全てとは言いませんが、こういう特殊なものについて今後前提とした形で申し上げ、絶対しろとは言っていない。前提とした形で、今後村はやるべきではないですかと今言っているわけだから、それを可能な方法にするのかしないのか、可能にする方向で検討しますとか、やりますとは、全てをやりますとは言えないわけで、そういう答えを期待したのですが、事務方の考え方を聞いてなんていうのは、ちょっと無責任な答弁ではないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今話したのは、いろいろな選択があるということでご意見を頂いて進めさせていただきますということです。

ただ、内容が分からないで、一義的に話するわけにはいきませんので、この案件にはどういうものがあるかということは、当然判断材料としてお聞きしながら、基本姿勢は今お話しした点で当局として決めるところは当然でありますので、その構成されるものをしっかり確認した上で執行させていただくと。意見として、参考とさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 こういう指名とか、あるいは公募型というのは、いろんなのが数多くあるわけではない、方法論ですよ。ある程度限られたものしかないと思うのです。その中で、極力そ

ういう方法を前提とした形でやるべきだという、それがなぜかというのは今議案になっているものを参考にしなければならないという、私なりには考えあるわけだ。いいです。

3月31日までの納入なり、確約なり、確認なりはできますか。それについてどう思いますか。それについての確かな答弁もらっていない。取りあえず現在の落札者、中西製作所について。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時21分）

---

再開（午前11時29分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開します。

10分間をめどに休憩します。

休憩（午前11時29分）

---

再開（午前11時43分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど答弁を保留しておりましたのを教育次長に答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 納期の件でございますが、入札執行時に入札条件として納期を令和2年3月31日にするというような形で入札の条件を付しております。実際に入札会を行いまして、それぞれ3者が応札して、それぞれの入札者に入札条項、契約条項を心得た上で札入れしますというふうに記載されて札が入っておりますので、その時点では3月31日までは納品ができるというふうに考えております。

ただ、現在それから日数もたっておりますので、今現在3月31日に納品できるかどうかということについては、私の口からそのとおり納品できますということはちょっと申し上げられるにはないです。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 では、3月31日に納入できるとしてこの案件を可否に臨めばよいか、その確認です。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時45分）

---

再開（午前11時45分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 言ったとおり、この事業については単年度の事業でやっておりますので、年度末という、マックスでやるということですが、現場の状況によっては繰越しになる可能性もあるという状況でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

○9番【佐々木功夫君】 その可能性というのは、今の段階で私は耳にしたくないわけです。あくまでもそれを前提に判断、可にするか否にするかという判断にしたいということが前提。それが、場合によっては延びる、むしろ延びることが前提のようにも取れる、現実的に進行状況を見ればその可能性は大なわけです。ただ、ここの議会でどうするかの問題については、きちとした面、場合によってはという表現はなしにしてほしいです。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時46分）

---

再開（午前11時57分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

（やっぱり質問に対する答弁は必要だと思います、私は。議長の判断の声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 どなたか。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時57分）

---

再開（午前11時58分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

教育次長。

○教育次長【佐々木 修君】 給食センター備品の納期の関係でございますが、当然入札条件に示したとおり、令和2年3月31日まで納期ということで進めてまいります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

9番、賛成ですか、反対ですか。

○9番【佐々木功夫君】 反対。

○議長【鈴木隆昭君】 9番、佐々木功夫君。

〔9番 佐々木功夫君登壇〕

○9番【佐々木功夫君】 議席番号9番、佐々木でございます。ただいま議題となっている財産の取得に関し議決を求めることについてですが、この議案は2月13日の臨時議会において提案された

ものでありますが、しかしながら2月6日に、入札日の当日なのですが、怪文書が事務局にも届いております。また、当局にも届いているはず。こういう問題から、今日まで会期を延期したことは、同僚議員の皆さん案内のとおりだと思います。

そこで、その間、議長あるいは私も含めて、関係した、いわゆる入札指名いただいた3業者について、全てではないですが、一部問合せをした経過もあります。また、先ほどは納期の問題等を中心に質疑を交わしたが、納期について3月31日は到底不可能のごとくに取られるような答弁もありました。

よって、入札執行に対する諸条件と納期とのあれが著しく、もちろん本体そのものの建物もそのとおり強化ボルト等の問題で遅れていることも理解はしていますが、それにしてもあまりにもこの入札、あるいはその他についても不自然な執行ではないかと疑わざるをないわけでございまして、8番議員がこの案件についても火の気のないところから煙は出ないのではないですかごとの質問をしたことも記憶に新しいところでございます。

それらこれら含めて、私は賛成をしかねる。よって、同僚議員の皆様方には、私の討論をいただき、理解して反対していただければ幸いですと私自身は思っています。

以上を申し上げて、反対の立場から討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、上山明美さん。

〔7番 上山明美君登壇〕

○7番【上山明美君】 7番、上山明美です。議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについて賛成の立場で討論します。

今回怪文書なるものの出現により、議会を延長し、いろいろと検討してまいりました。怪文書は怪文書であり、発信元もはっきりしておらず、内容もそのとおりであるということが確認できない状況であります。また、納期等々も問題とされ、不落札の業者の言い分もあると思いますが、納期を示され、指名され、入札をする際に、業者のほうも明らかに納入期間が短いのであれば、問合せ等々もできたと思うのでありますが、それもないということで、そのまま3者入札、そして1つの業者が落札となっております。

今までいろいろな質問、答弁をしている中では、同僚議員からも指摘されるようないろいろな問題等々、これから改善しなければならぬもの、それこそ火の気のないところに煙を立てられないようにすることは、十分これからの課題とは思いますが、今回の財産取得に関することについては適正に執行され、落札に至っているというふうに判断しております。その意味で、同僚議員の皆様はこの議案に対して賛成していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで討論を終わります。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長【鈴木隆昭君】 起立多数と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 以上で本臨時会に付された事件は全て議了いたしました。

令和2年第1回田野畑村議会臨時会を閉会といたします。

(午後 零時06分)